



## 漁港区域と喜瀬川下流を ボートの放置禁止区域に 喜瀬川は重点的撤去区域も！

## 阿閑漁港内と総合体育館前に係留施設を新設

町関係の問い合わせ  
土木課  
0794(35)2365

県関係の問い合わせ  
東播磨県民局県土整備部  
加古川土木事務所管理第3課  
0794(21)9359

**県と町とが  
ボート係留施設を整備**

これは、漁港区域では防波堤や岸壁等の基本施設にアンカー・はしこなどを設置することにより施設を汚損・損傷し、無秩序な係留から発生する様々なトラブルを、未然に防止することを目的としています。また、河川区域においてはボート利用に伴う違法駐車、こみなどの廃棄物の放置、付近住民の生活環境の悪化、防災上の問題などが発生しているからです。

しかし、規制するだけでは問題の解決にならないので、プレジャーボートの受入施設として、兵庫県では総合体育館前に、播磨町では阿閑漁港内に放置艇対策として、プレジャーボート係留施設を設置し、漁港・河川区域を整備しています。



## 海岸や河川の貴重な水辺を安全で快適に

## プレジャーボートの係留を規制

最近、漁港区域及び河川区域等の放置艇対策について、防災・環境面などで大きな社会問題となっています。そこで、その対策として漁港区域については「漁港漁場整備法」の改正により漁港管理者が、河川については兵庫県の「プレジャーボートによる公共の水域の利用の適正化に関する要綱」により河川管理者が、それぞれ規制することになりました。



平成15年4月から  
放置禁止区域を指定

そこで、平成15年4月1日から播磨町内においては、漁港区域と喜瀬川のそれぞれ指定した区域を、プレジャーボート等の放置禁止区域に指定します。また、喜瀬川については重点的撤去区域に指定し、いずれも看板などを設置して関係

播磨町漁港管理条例による係留施設使用料

区分	料率	金額
艇長6m未満の船舶	1隻につき1月	12,000円
艇長6m以上7m未満の船舶	1隻につき1月	16,000円
艇長7m以上8m未満の船舶	1隻につき1月	20,000円
艇長8m以上9m未満の船舶	1隻につき1月	24,000円

ヨット及び9m以上の船舶は係留できません。  
艇長とは、パルピット・ハウスピット等の装備品を含む長さです。

兵庫県港湾施設管理条例による係留施設使用料

区分	料率	金額
艇長6m未満の船舶	1隻につき1月	7,300円
艇長6m以上7.5m未満の船舶	1隻につき1月	7,500円
艇長7.5m以上の船舶	1隻につき1月	7,500円に1艇又は1艇に満たない端数を増すごとに150円を加算した額

7.5m以上8.5m未満7,650円  
8.5m以上9.5m未満7,800円